

一般財団法人沖縄観光コンベンションビューローにおける随意契約の実績 (令和3年度 3/四半期分)

誘客事業部 海外プロモーション課

単位:円

No.	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
1	離島パンフレット韓国語版(仮称)制作業務	令和3年11月15日	7,466,800	(株)近代美術	沖縄県南風原町字兼城206	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ3社から応募があった。それぞれの企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、当該事業者の提案は掲載される情報の量質に優れ、実施体制においても評価が高く、総合得点で最も高得点であったため、当該事業者と契約した。	
2	シンガポール市場観光プロモーション業務	令和3年11月26日	7,000,000	光文堂コミュニケーションズ(株)	沖縄県南風原町兼城577番地	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ3社から応募があった。それぞれの企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、当該事業者の提案は実現性や事業効果に優れていたことから特に評価が高く、総合得点で最も高得点であったため、当該事業者と契約した。	
3	上海における料理体験イベントを活用した沖縄観光プロモーション業務	令和3年12月6日	5,000,000	(株)Trip.com International Travel Japan	大阪府大阪市中央区心斎橋2-4-9	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ4社から応募があった。それぞれの企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、当該事業者の提案は情報発信の量、事業効果に優れていたことから特に評価が高く、総合得点で最も高得点であったため、当該事業者と契約した。	
4	リニューアル後外国人向け沖縄観光情報発信サイト「VISIT OKINAWA JAPAN」のGDPR対応導入	令和3年12月15日	1,634,270	(株)インターネットイニシアティブ	東京都千代田区富士見2-10-2 飯田橋グランブルーム	第167条の2 第1項第2号	当該事業者は、GDPR対策を行える事業者の中で沖縄県内に拠点をもち、かつEU代理人サービスが受託可能な唯一の企業であることから、VISIT OKINAWA JAPANサイトにおいて、当該事業者とGDPR対応ツール・ライセンス及びEU代理人サービスの契約を通年(令和3年4月1日～令和4年3月31日)で締結している。本年度取り組んでいる当該サイトのリニューアル事業実施に伴い、同機能の移行が必須であり、同様の理由から、当該事業者と随意契約を締結した。	
5	北京市場向け沖縄観光文化コンテンツプロモーション業務	令和3年12月26日	1,551,000	ABSee(株)	東京都品川区東品川3-3-1201	第167条の2 第1項第2号	媒体「LENS」の読者層は、沖縄県が定める誘客ターゲットと一致し、類似媒体と比較しても、歴史、文化、芸術に関する高付加価値コンテンツの情報発信に最も効果的であると判断した。当該事業者は、当該媒体の日本支社であるため、契約した。	